

# 令和5年度予算編成方針

## 第1 予算編成の基本的な考え方

新たな総合計画の初年度である令和4年度においては、前期基本計画（令和4年度～令和8年度）の財政見通しを踏まえ、施策を具現化する実施計画と予算を連動させ、計画の実効性の確保に努めてきたところである。

令和5年度においては、将来都市像「ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ」の実現に向けて、5つの柱ごとの施策や4つの戦略的プロジェクトを着実に前へ進めるとともに、行動姿勢である“むすぶ”を基本として、「オール君津」で各施策を推進する。

予算編成に当たっては、限られた予算を効率的に運用するため、徹底した経営改革を実施しつつ、総合計画の目標年次である2030年（令和12年）を見据え、次の事項に対し予算を重点的に配分することとする。

### (1) 人口減少対策

人口減少に歯止めがかからない中、引き続き、子育て支援等の少子化対策や教育環境の整備に取り組むなど、特に若者や子育て世代に選ばれるまちづくりを推進するとともに、コロナ禍における地方への関心の高まりを好機と捉え、賑わいの創出や定住促進に資する施策を展開する。

### (2) 新型コロナウイルス感染症対策と物価高克服・経済再生

ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、引き続き、感染症対策をしっかりと講じつつ、原油価格や物価高騰等への対策などを行い、社会経済活動の回復を確かなものとする。

### (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

地域経済の活性化や行政サービスの向上には、DXの推進の視点が欠かせない。デジタル田園都市国家構想と地方創生の新たな展開を見据え、全ての事業において、その可能性や導入についての検討を行い、生産性の向上を図るとともに、利便性と快適性を高め誰もが快適で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

### (4) 脱炭素社会の実現に向けた取組

2050年（令和32年）までに温室効果ガスの実質排出量を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指し、環境と経済が調和した持続可能な「環境グリーン都市」を推進する。環境施策をまちの価値向上施策として位置づけ、市をはじめ、市民や市内事業者など「オール君津」による環境負荷の低減に向けて取り組む。

#### (5) 地域の特色を生かしたまちの活性化

人口減少や少子高齢化の進展により、コミュニティや生活サービス機能の低下が懸念されている。多様な地区の特色に応じた拠点の形成を図り、地域の特色を生かしたまちの活性化を図る。

#### (6) 将来を支える産業・都市基盤の整備

官民連携による中心市街地の活性化や公共交通の利便性向上、また、君津インターチェンジ周辺の新たな産業の受け皿づくりを進め、魅力ある住環境の整備や新たな産業の創出、地域雇用を確保することで、地域経済の活性化や若年世帯や子育て世代から「選ばれるまち」への転換を図る。

#### (7) 防災・減災対策の充実・強化

近年、毎年のように大規模な風水害、土砂災害などの自然災害が全国各地で発生している。君津市国土強靱化地域計画に基づき計画的に事業を進め、引き続き、真に災害に強いまちづくりを推進する。

#### (8) ファシリティマネジメントの推進

公共施設等の老朽化対応は急務である。既存施設の更新に当たっては、施設の複合化、集約化、管理運営主体の変更、民間へのサービス移管など、施設の効率性向上のための方策を検討するとともに、インフラ施設についても施設の長寿命化に取り組み、維持管理費総額の抑制を図る。

## 第2 本市の財政状況と見通し

本市の財政状況について、令和3年度決算における歳入面では、市税において個人市民税及び固定資産税の減、特別定額給付金給付事業を令和2年度に限り実施したことによる国庫支出金の減などで前年度と比較し、約44億8千万円の減少となった。

歳出面では、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に対して、国の予算を活用し、適宜補正予算の編成を行い、感染防止対策、生活・経済支援等を実施してきた。また、八重原線道路新設改良のほか、橋梁・トンネルなど社会インフラの長寿命化対策を着実に進めることができたが、歳出総額で前年度と比較し、約49億2千万円の減少となった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、地方交付税や地方消費税交付金が増となったものの、人件費、物件費及び扶助費の増などにより、前年度と比較し、0.7ポイント増加し、89.9%となった。

令和4年10月の国の月例経済報告によると「景気は、緩やかに持ち直している。」としているが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウクライナ情勢等を受け、原油価格や物価等は高騰しており、今後の経済状況を見通すことは困難な状況である。本市においても、市税について大幅な増収の期待をすることはできない。

高度経済成長期に整備してきた公共施設は老朽化が進行し、大規模改修や建替えの時期を迎え、その対策は市政最大の課題の一つとなっている。財政運営においては、起債による歳出の平準化を図るものの、相当額の一般財源も必要であり、かつ、後年度の公債費として負担が増加することから、今後も厳しい状況が続くことが考えられる。

### **第3 編成に向けた取組**

#### **1 歳入に関する取組**

##### **(1) 市税等の収入確保**

市税をはじめとして分担金・負担金などについても、未納者への早期の対応を実施するなど最善をつくし、滞納防止に努めること。

##### **(2) 国・県支出金等の積極的活用**

国や県の補助金等の情報収集に当たっては、国や県からの通知等を漫然と待つのではなく、各担当省庁の概算要求等の内容を十分精査するとともに、担当省庁以外の概算要求や公益的団体等の補助金情報にも目を向けるなどして、「補助金等を自ら見つけてくる」という意識を持つこと。また、これらの補助金等の情報と合わせ、インターネット行政情報も積極的に収集し、国や県がこれから何をしようとし、他市町村が今何をしているのかを把握することにより、本市が今「何をすべきか」、「何ができるか」を考え事業化すること。

##### **(3) 地方交付税制度への取組**

普通交付税の算定の多くは人口が基本となっている。定住促進に資する施策は、市の重要課題であるだけでなく、交付税の算定にも影響があることを意識すること。

また、市債の借入に当たっては、算入率の高い事業債を選択すること。

##### **(4) 受益者負担の適正化**

施設使用や各種行政サービスの提供に際し、適正な受益者負担を求めることは、住民間の公平を図る上で極めて重要である。特に市外利用者へ、無償又は人的経費を含めた実費を下回る廉価で提供している場合には、適正な負担を求めること。

##### **(5) 公共建築物の活用**

役割を終える施設については、用途廃止を行う前にその後の活用方針を検討し、新たな価値を見出すこと。また、活用率が低いスペースについては、有効活用できる施策(取組)を検討すること。

##### **(6) 新たな財源確保**

個人版・企業版ふるさと納税の受入れを推進するほか、国の外郭団体や民間等で実施している補助金についても、施策実現のための歳入確保に向け、情報収集に努めること。

また、有料広告や未利用地の売却、ネーミングライツなど新たな財源確保策を推進し、積極的に活用すること。

## 2 歳出に関する取組

### (1) 経常的経費の抑制

市民の声を施策に反映させ行政需要に応えるには、柔軟で弾力性のある財政運営が必要である。

現在行っている事業の効果を検証し、継続の必要性や規模の見直しを図り、経常的経費の抑制に努めた上で、市民が真に求める行政サービスの提供を行うこと。

デジタル化の推進は喫緊の課題であることから、これを推進することによる一時的な経費の増加はやむを得ないものであり、長期的な経常的経費の抑制を見据えたものとする。

### (2) 継続的な改善努力

限りある財源で事業を行う上では、その成果を客観的に把握し改善努力を行うこと。

職員人件費については最大の経費であると捉え、事業の目標を達成するため、どのような過程で取り組むことが効率的であるかを意識すること。

「Plan(予算編成)－Do(予算執行)－Check(評価・検証)－Action(予算への反映)」サイクルを機能させ、市民の声や、議会、監査委員等からの意見については組織的に共有し、可能な限り迅速に反映させること。

### (3) ファシリティマネジメントの推進

市が今後も健全で持続可能な公共施設サービスを提供するためには、長寿命化の推進により耐用年数を延長する施設を見定め、複合化、集約化等の推進によって公共建築物の総量を削減することが必要である。

令和2年度に各公共施設の今後の方向性を示す個別施設計画を策定したが、引き続き個別施設計画の内容を精査し、更なる複合化や集約化に資する整備プランを定め、公共施設の再編を進めていくものとする。なお、公共施設等の整備に当たっては、将来に先送りすることなく着実に取り組んでいく必要があるため、一定程度の予算枠を確保し、計画的に進めていくこととする。

ア 現在行っている公共施設サービスの内容や規模を見直すとともに、空きスペースや空き公共建築物等の活用、民間へのサービスの移管、縦割りをせず部門間における類似サービスの統合・集約を積極的に検討すること。

イ 長寿命化については、予防保全型の維持管理を実施していく公共施設を見定めるとともに、個別施設計画における他の公共施設との統廃合についても十分検討すること。

ウ 再編については、公共施設カルテや固定資産台帳を活用して対象施設の現状を把握した上で、地域住民との情報共有等を通じて、将来を見据えた配置や規模等を検討すること。

エ 今後、空き公共施設となる施設は、必要に応じて市場調査を行うなど、用途廃止を行う前に、売却や除却等の処分や貸付等の有効活用に向けた手続を進めるとともに、実施時期の前倒しについても積極的に検討すること。

#### (4) 特別会計の経営改善

特別会計については、財源不足を安易に一般会計に依存することなく、繰出基準等の規定を再確認するとともに、引き続き健全経営の積極的推進を図ること。

#### (5) 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始される消費税の適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）に、適切に対応すること。

### 3 徹底した経営改革の実施

総合計画前期基本計画の5つの柱や4つの戦略的プロジェクトを推進するため、財源の確保や職員の余力を生み出し、経営改革を強力に推し進める。総合計画に掲げる目標指標等を達成するためには、職員一人ひとりが危機感を持ち、担当業務の必要性や重要性を再認識し、時代にそぐわない事務事業の見直しや、市民ニーズがより高い行政サービスへのリニューアルなど、徹底した事務事業の見直しが必要である。また、新たな財源の確保、業務の合理化についても積極的に取り組んでいく。

- (1) 各事業に係る法的根拠及び関係法令を確認すること。
- (2) 前例踏襲することが最善策なのかを見極め、総合計画に合わせた事業の再構築を検討すること。
- (3) 新規事業を行う場合は、費用対効果を考慮したうえで、絶対的に必要な事業に限るものとし、その経費は、原則として既存の事務事業の見直しによって捻出すること。
- (4) 関連部局で横断的に連携・協力しながら、目的、効果、執行方法等について研究し、真に必要な事業について、最も効果的かつ効率的な方法を検討した上で、最善の方法で積算すること。
- (5) 単に経費削減だけの見直しでなく、働き方改革などの意識を持ちつつ、業務の効率化による職員の負担を減らし、その余力を新たな施策に繋げるような業務の見直しを行うこと。
- (6) 社会環境の変化により必要性が低下した事業を始めとして、議会での指摘事項、施策・事務事業評価及び事務事業総点検の結果を踏まえ、すべての事業の必要性を徹底的に検証すること。
- (7) 市民や団体、民間法人も様々な業務支援を実施しているため、事務の分担や協働できる事業はないか、また、経費の節減が図られる部分はないか、今一度精査すること。
- (8) 近年、決算時において多額の不用額が生じていることから、事業費の見積りに際しては、過大な要求とならないよう、十分精査し計上すること。

- (9) 職員一人ひとりの創意工夫や新しい発想のもと、予算措置を伴わないゼロ予算事業による市民サービスの向上についても積極的に検討すること。

#### 4 職員の意識改革

職員一人ひとりが熱意とチャレンジ精神をもって主体的に働く「日本一 チャレンジする 市役所」を目指して職員の意識改革を行う。そのために、管理職は、部下とのコミュニケーションを積極的に取り、各業務の目的や根拠、重要性や緊急性を的確に部下へ指示するとともに、一体感を持った職場を形成する必要がある。職員は、それぞれの業務が、市民や事業者など本市に関わる全ての人の幸福のためにあることを再認識し、前向きに業務にあたること。

また、事務処理においては、進捗管理を徹底した計画的な執行、非効率な業務プロセスの見直し（条例・規則などの制度の見直しを含む。）などの効率化や、リモート勤務などの柔軟な勤務体制や相互応援による働き方改革の推進に取り組み続けること。

特に、事務の効率化による時間外勤務の削減は、職員の健康管理やワークライフバランスの推進等のため、全庁的に取り組むこと。